

令和5年7月5日

保護者の皆様へ

立川市子ども家庭部
保育課長 加藤 英樹

公立保育園における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ
感染後の再登園時の対応について（令和5年7月8日以降）

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、現在、公立保育園では、園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、国や都の方針に基づき、感染の恐れがなくなるまで登園を控えていただいております。

療養期間経過後の対応については、令和4年11月に、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の懸念が高まったことを受け、医療機関の負担等を考慮し、当面の間、新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザいずれの場合にも、医療機関や保健所が発行する証明書類や診断書の提出を求めないこととし、季節性インフルエンザに感染した園児については保護者が記載する登園届の提出を求めることとしてきました。

本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが第5類に変更されたことから、「当面の間」としていた上記対応について、あらためて、下記のとおり整理することとしましたので、お知らせします。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

<再登園時の対応>

[新型コロナウイルス感染症感染時]

- 発症後5日（発症日は0日目とする）を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは登園を控えてください。
- その後も、10日間が経過するまでは、マスク着用等による感染拡大防止に協力をお願いします。
- 上記期間経過後、再登園する際には登園届の提出をお願いします。

[季節性インフルエンザ感染時]

- 発症後5日（発症日は0日目とする）を経過し、かつ、症状軽快から3日間経過するまでは登園を控えてください。
- 上記期間経過後、再登園する際には登園届の提出をお願いします。

(問い合わせ先)

立川市 子ども家庭部 保育課 庶務係 電話：042-528-4322

【参考】インフルエンザ登園停止早見表

発症日から5日を経過した後										
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園可能 ○			
登園停止										
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○		
登園停止										
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○	
登園停止										
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能 ○
登園停止										
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
登園停止										
例6	一度解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
登園停止										

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで登園停止の旨を表にしたものです。
- ・発熱とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度解熱し再度発熱した場合は、再度解熱した日（「解熱(2回目)」）から数えて解熱後3日間を経過するまでが登園停止となります。
- ・医療機関を受診し、インフルエンザと診断された上で、「インフルエンザ登園届」を施設に提出してください。